

第 8 1 号議案

足立区立校外施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 1 6 年 9 月 2 1 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区立校外施設条例の一部を改正する条例

足立区立校外施設条例（昭和 3 9 年足立区条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「使用料」を「使用料（第 1 0 条第 1 項の規定により校外施設の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）が管理を行う施設にあっては、利用料金）」に改め、同条に次の 2 項を加える。

4 利用料金の額は、別表及び前項に規定する額の範囲内において、委員会の承認を得て指定管理者が定める。

5 利用料金は、指定管理者の収入とする。

第 8 条に次の 1 項を加える。

3 指定管理者は、指定の期間が満了したとき又は指定を取り消され、若しくは管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、施設及び設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、委員会の承認を得たときは、この限りでない。

第 9 条中「設備を棄損した」を「設備等に損害を与えた」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 指定管理者は、施設又は設備等に損害を与えたときは、委員会が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

第 1 0 条を第 1 5 条とし、第 9 条の次に次の 5 条を加える。

（指定管理者による管理）

第10条 校外施設の管理に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体が委員会が指定する指定管理者に行わせることができる。

2 委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、規則で定めるところにより公募するものとする。

3 第1項の規定により指定管理者が管理を行う施設にあっては、第4条、第5条第2項及び第7条中「委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えて適用するものとする。

（指定管理者の指定）

第11条 前条第1項の規定による指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、委員会に申請しなければならない。

2 委員会は、前項の規定による申請をした者のうちから、規則で定める基準により校外施設の目的を最も効果的に実現することができる者を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。

3 委員会は、指定管理者を指定したとき又は指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

（指定管理者選定審査会）

第12条 前条第2項に規定する指定管理者の候補者の選定審査を行わせるため、委員会の附属機関として、足立区立校外施設指定管理者選定審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、前項に規定する選定審査に関し優れた識見を有する者のうちから、委員会が選定審査に必要な期間を定めて委嘱又は任命する委員6人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営について必要な事項は、委員会規則で定める。

（指定管理者の業務の範囲）

第13条 指定管理者の業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 施設の使用に関する業務
 - (2) 施設の維持管理に関する業務
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、委員会が校外施設の管理運営に必要と認める業務
- (管理の基準)

第 1 4 条 指定管理者は、前条に定める業務を適正かつ効率的に行わなければならない。

- 2 指定管理者及び校外施設の管理の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、校外施設を利用する者の個人情報適切に保護されるために必要な措置を講ずるとともに、校外施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者が職務を退いた後においても、同様とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 0 条を第 1 5 条とし、第 9 条の次に 5 条を加える改正規定（第 1 0 条第 1 項及び第 2 項、第 1 1 条並びに第 1 2 条の規定に係る部分に限る。）及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和 3 9 年足立区条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の部に次のように加える。

足立区立校外施設指定管理者選定審査会	日額 2 万 1 , 0 0 0 円
--------------------	--------------------

(提案理由)

校外施設の管理を指定管理者に行わせるとともに、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。